同意書•誓約書

※誓約書(写)は保育施設申請中、利用中または利用料を納付している間は世帯で保管ください。

奄美市長 朝山 毅 様

子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請及び施設利用申し込みにあたり、以下の内容について同意・ 誓約します。

 同意・誓約日 令和 年 月 日

 住 所 奄美市

 保護者 父 (本人が署名ください) 氏名
 父印

 保護者 母 (本人が署名ください) 氏名
 母印

 ※署名については、黒または青のボールペンを使って自署で書名ください。スタンプ印は不可。父母異なる印を使用ください。

 児童名
 H・R 年 月 日生 児童名
 H・R 年 月 日生

 児童名
 H・R 年 月 日生
 日生

○申請・申し込みについて

保育施設・幼稚園預かり保育・認定こども園預かり保育(以下、保育施設等)を利用できる方は、保育を必要とする事由がある方のみとなります。保育を必要とする事由がなくなった場合は、退所となります。保育所利用のしおりをよくお読みいただき、必要な書類を全て揃えて所定の申請場所へ提出ください。事実と異なる虚偽の申請がある場合、市から提出を求められた書類等を提出しない場合は支給認定を取り消し、施設を退所していただきますのでご注意ください。

○利用料について

利用料算定には世帯の所得情報が必要です。マイナンバー未提出者、課税証明書未提出者及び未申告者の場合は、各区分で最も高い利用料を設定します。

市が徴収を行う利用料について、滞納となった場合、督促状を交付するほか、自宅訪問、電話による催促を行います。それでもなお納付がない場合には、特別徴収により児童手当から徴収します。また地方税の滞納処分の例に従い、財産や給与の差押えを行います。必要に応じて利用料の収納情報を、利用施設に提供します。

各施設で徴収する保育料が滞納となった場合、施設の職員が督促を行います。それでもなお納付がない場合には、市が徴収を代行する場合があります。新規に保育施設等の入所申込をする際、世帯に滞納がある場合、利用調整の優先度が減算されますのでご注意ください。

○保育施設等の利用に関する事項

施設が定める「きまり」を守り、認定を受けた利用時間の中で各施設の開設時間内に送迎してください。保育目標や、実費徴収(延長保育料、スポーツ保険料)の額などについては施設ごとに異なります。くわしくは、直接施設にご確認ください。

アレルギーによる食事制限等がある場合は、その程度にかかわらず必ず各施設にご報告・ご確認ください。医療機関からの診断書に基づき、原因となる食材料等を取り除いた除去食の提供を行いますが、状況により食物アレルギーへの対応ができない場合もありますので、ご注意ください。

○支給認定内容及び変更について

支給認定の有効期間は保育を必要とする事由により異なります。就労内容や世帯等の 状況に変更が生じた場合は、保育の必要量・認定期間及び利用料に変更があります。速 やかに市にご連絡の上、必要な書類を提出してください。申込内容が事実と異なる場合 など、支給認定を取り消し、退所となりますので、ご留意ください。

「求職活動中」は、求職活動開始から89日の属する月末まで、「妊娠・出産」は出産日から8週間を経過する日の翌日の属する月末までと保育の必要な事由によって認定期間には期限がありますので、期限後も引き続き施設を利用希望する際は期限内に必要な事由とそれを証明する証明書を市役所に提出ください。提出がない場合は、認定期間が満了となり、退所となります。それぞれの期間については保育のしおりに記載されています。

○育児休業明けで施設を利用する世帯の就労確認とならし保育について

育児休業明けで施設を利用する場合は、職場への復帰が前提となりますので必ず職場へ復帰されてください。復帰後の就労証明書は速やかに提出ください。また、育児休暇期間を繰り上げて申し込む場合は確実に就労できるよう就労先とも相談を済まされておいてください。復帰できない場合は入所承諾の取り消し、復帰延期の場合は入所日を延期することになります。

また、育児休暇明けで新たな児童を申し込む場合は、復帰日の2週間前からならし 保育を利用できます。

○法令の定めによる他関係部署への照会及び提供について

適正に保育の必要性を認定したり、保育料を算定したりするために市役所内の各課 (他の自治体を含みます)等から必要な情報を取得することがあります。また、これら の課からの求めに応じ資料を提供することがあります。

- ・税務課(市民税所得割額情報、滞納関係)・市民課(戸籍、住民票)
- ・保護課(生活保護)・学校教育課(公立幼稚園の利用状況)
- ・健康増進課(児童の生育に関すること)・総務課・消防(火災、災害発生時)
- ・福祉政策課(各種手当受給状況、児童及び世帯員の障がいに関すること)など